

オーストリアにおける離婚後の配慮

渡邊泰彦（京都産業大学教授）

- I. 概説
- II. 子の福祉
- III. 別居後・離婚後の配慮
- IV. 家庭裁判所補助
- V. 離婚後の親子の人的コンタクト
- VI. 転居の制限：居所指定権

I. 概説

1. 用語及び本稿の範囲

オーストリアの親権は、配慮（Obsorge）と呼ばれ、子の養育、教育、財産管理、法定代理の四つの要素を含む（民法 158 条）。面会交流権は、人的コンタクト権（persönliches Kontaktrecht）、あるいはコンタクト権とよばれる。

本稿では、2013 年に改正された離婚後の配慮を中心にとりあげる¹。また、オーストリア法の特徴である、子の福祉に関する詳細な規定（後記 II. 2）、別居後に父母が配慮について合意できない場合における仮の親責任の段階の規定（後記 III. 2）、家庭裁判所補助の制度（後記 IV. 2）については詳しく紹介する。

¹ 本稿は、著者による論文「オーストリア」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』（日本評論社、2014）に基づき、一部加筆したものである。なお、オーストリアの親権法の概要については、同論文 147 頁以下を参照。

2013 年親子及び名の法改正法の立法理由については、Gitschthaler（Hrsg.）, Kindeschafts - und Namensrechts- Änderungsgesetz 2013, Manz 2013 による。実務の状況などについては、Mauer, Kinder & Scheidung, 3. Aufl., Manz 2013 を参照した。

2. 人口、家族形態：統計

[表 I - 1] 人口²

年	1981	1991	2001	2008	2009	2010	2011	2012	2013
人口	7555	7796	8033	8.341	8.361	8.385	8.401	8.453	8.500

[表 I - 2] 家族形態³

家族形態	1971	1981	1991	2001	2011	2012
家族総数	1,929,028	1,986,341	2,109,128	2,206,151	2,306,650	2,322,321
子のない家族	616,886	617,329	688,185	771,809	879,687	895,096
子のある家族	1,312,142	1,369,012	1,420,943	1,434,342	1,426,963	1,427,225
15歳未満の子のある家族	939,602	890,143	835,364	831,418	762,226	759,513
カップル総数	1,704,616	1,729,065	1,786,352	1,854,279	1,935,962	1,949,587
子のない家族	616,886	617,329	688,185	771,809	879,687	895,096
子のある家族	1,087,730	1,111,736	1,098,167	1,082,470	1,056,275	1,054,491
15歳未満の子のある家族	840,877	772,763	687,829	673,396	609,783	607,778
夫婦	1,652,342	1,647,352	1,646,263	1,630,914	1,614,273	1,624,898
子のない家族	587,738	568,471	599,878	648,075	707,648	719,555
子のある家族	1,064,604	1,078,881	1,046,385	982,839	906,625	905,343
15歳未満の子のある家族	823,343	747,077	649,175	591,216	490,413	488,833
生活共同体 (事実婚)	52,274	81,713	140,089	223,365	321,689	324,689
子のない家族	29,148	48,858	88,307	123,734	172,039	175,541
子のある家族	23,126	32,855	51,782	99,631	149,650	149,148
15歳未満の子のある家族	17,534	25,686	38,654	82,180	119,370	118,945
単親家庭総数	224,412	257,276	322,776	351,872	370,688	372,734
15歳未満の子のある単親家庭	98,725	117,380	147,535	158,022	152,443	151,735
父子家庭	24,023	30,830	48,634	51,140	54,736	56,592
15歳未満の子のある父子家庭	8,613	10,889	16,706	14,581	13,265	13,689

² オーストリア統計局の資料を基に作成。

http://www.statistik.at/web_de/statistiken/bevoelkerung/volkszaehlungen_registerzaehlungen_abgestimmte_erwerbsstatistik/bevoelkerungsstand/index.html

³ オーストリア統計局

http://www.statistik.at/web_de/statistiken/bevoelkerung/volkszaehlungen_registerzaehlungen_abgestimmte_erwerbsstatistik/familien/078591.html

母子家庭	200,389	226,446	274,142	300,732	315,952	316,142
15未満の子のある 母子家庭	90,112	106,491	130,829	143,441	139,178	138,046

※ 夫婦には、同性登録パートナーシップも含む。

[表 I - 3] 各世帯に属する子の数⁴

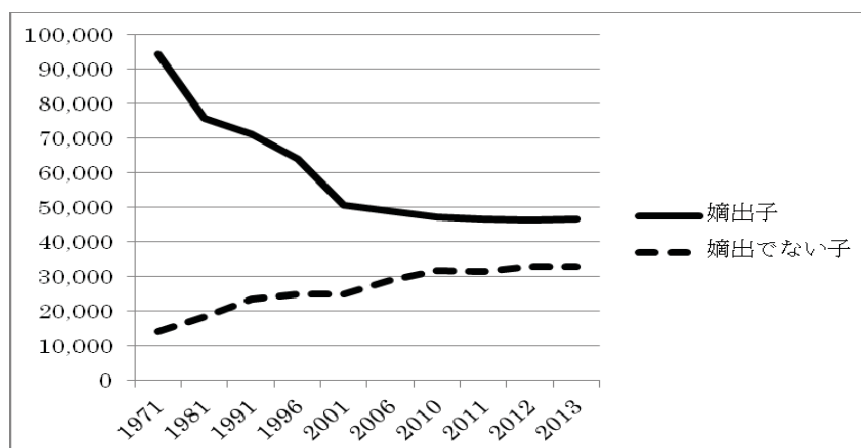
家族形態	1981	1991	2001	2011	2012
子総数	2,590,028	2,455,596	2,424,805	2,341,743	2,333,801
婚姻	2,159,068	1,926,961	1,789,719	1,604,333	1,597,145
生活共同体	53,543	76,827	149,850	228,504	226,142
父子家庭	46,201	70,001	68,075	70,477	73,007
母子家庭	331,216	381,807	417,161	438,429	437,507

※ 夫婦には、同性登録パートナーシップも含む。

[表 I - 4] 嫡出子・嫡出でない子の出生数⁵

	1971	1981	1991	1996	2001	2006	2010	2011	2012	2013
嫡出子	94,411	75,672	71,166	63,929	50,514	48,958	47,131	46,587	46,183	46,477
嫡出でない子	14,099	18,270	23,463	24,880	24,944	28,956	31,611	31,522	32,769	32,853

[表 I - 5] 嫡出子・嫡出でない子の出生数（グラフ）



⁴ オーストリア統計局

http://www.statistik.at/web_de/statistiken/bevoelkerung/volkszaehlungen_registerzaehlungen_abgestimmte_erwerbsstatistik/familien/078599.html

⁵ オーストリア統計局データベース <http://statcube.at>

[表 I - 6] 婚姻数⁶・離婚数⁷/率

年	婚姻締結数	離婚数	離婚率
1986	45,821	14,679	32.0%
1991	44,106	16,391	37.2%
1996	42,298	18,079	42.7%
2001	34,213	20,582	60.2%
2006	36,923	20,336	55.1%
2010	37,545	17,442	46.5%
2011	36,426	17,295	47.5%
2012	38,592	17,006	44.1%
2013	36,140	15,958	44.2%

※ 離婚率は、その年の離婚数を婚姻締結数で割った割合。

[表 I - 7] 離婚原因別の離婚数⁸

年	離婚総数	住居共同体の 廃止 (婚姻法 55 条)	合意離婚 (婚姻法 55 条 a)	合意離婚の割合
2004	19,590	973	17,460	89.1%
2006	20,336	1,007	17,924	88.1%
2010	17,442	993	15,216	87.2%
2011	17,295	1,073	14,891	86.1%
2012	17,006	838	14,870	87.4%
2013	15,958	840	13,906	87.1%

⁶ オーストリア統計局データベース <http://statcube.at/>

⁷ オーストリア統計局データベース <http://statcube.at/>

⁸ オーストリア統計局

http://www.statistik.at/web_de/static/ehescheidungen_seit_2004_nach_paragraph_des_ehegesetzes_und_bundeslaendern_023621.xlsx

[表 I - 8] 父母が離婚した子の数⁹

	2003	2006	2010	2011	2012	2013
全体	21,441	20,787	19,574	19,451	19,334	18,070
14歳未満	12,596	11,475	10,340	9,978	10,080	9,204
18歳未満	16,038	15,024	13,657	13,347	13,278	12,201
嫡出子全体における割合	20.69%	20.38%	19.71%	19.68%	20.00%	18.56%

[表 I - 9] 2013年家族形態別の年間可処分所得（年金生活世帯を除く）¹⁰

	世帯数(×1,000)	所得(算術平均)
全体	2,745	41,293
単身(男性)	446	25,342
単身(女性)	465	21,087
子のない複数人世帯	809	50,680
子のある世帯	1026	49,985
単親世帯	125	27,673
複数人世帯と子1人	425	52,842
複数人世帯と子2人	348	53,685
複数人世帯と子3人以上	129	52,176

[表 I - 10] 2013年 世帯の主たる所得者：男女別年間所得¹¹

主たる所得者	世帯数	可処分所得
男性	2,364	43,500
女性	1,338	29,712

3. 法制度の体系

(1) 民法

オーストリア民法典 (Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch) は、1811年に制定 1812年に施行されており、フランス民法典 (1804年制定) と並ぶ歴史を有している。

⁹ オーストリア統計局

http://www.statistik.at/web_de/static/ergebnisse_im_ueberblick_scheidungen_022912.xlsx

¹⁰ オーストリア統計局

http://www.statistik.at/web_de/statistiken/soziales/haushalts-einkommen/022295.html

¹¹ オーストリア統計局

http://www.statistik.at/web_de/statistiken/soziales/haushalts-einkommen/022295.html

「導入」（1条～14条）[Einleitung]には民法全体にかかわる規定が、第1編「人事法」（15条～284条h）[Personen - Rechte]には婚姻・親子・後見等の規定が、第2編「物権」（285条～1339条）[Sachenrechte]には物権、担保物権と相続の規定が、第3編「人事権及び物権の共同の定め」（1342条～1503条）[gemeinschaftlichen Bestimmungen der Personen- und Sachenrechte]には権利・義務の変動と時効の規定がおかれている。

婚姻及び離婚に関する規定は、1938年に民法典から分離された婚姻法に定められている¹²。1978年6月15日配偶者相続権、夫婦財産制及び離婚法改正法（Bundesgesetz von 15. Juni 1978 über Änderung des Ehegattenerbrechts, des Ehegüterrechts und des Ehescheidungsrechts）¹³により、3年の別居を離婚原因とする破綻主義離婚法が導入された。1999年の改正では、有責主義による離婚原因のうち、不貞行為（婚姻法旧47条）及び生殖の拒絶（婚姻法48条）という個別の離婚原因が削除され、重大な婚姻過誤（schwere Eheverfehlung、婚姻法49条）に含まれることになった。

オーストリアの親権に関する規定は、1977年の親子法改正（Bundesgesetz : Neuordnung des Kindschaftsrechts）により現在の基礎が築かれた。それ以前の父権（väterliche Gewalt）の概念（民法旧147条以下）が廃止され、父と母が同じ権利と義務を負うことになった（民法旧137条3項¹⁴）。

1989年親子法改正法（Kindschaftsrecht - Änderungsgesetz（KindRÄG 1989））では、第1編第3章第4節として民法旧144条の前に「配慮（Obsorge）」の見出しが挿入された。これにより、配慮という概念のもとに、子の養育、教育、財産管理、法定代理はまとめられた。また、嫡出でない子の母も配慮を有することが認められた。官庁後見の廃止に伴い、少年福祉員（Jugendwohlfahrsträger）の制度（民法207条以下、旧211条以下）が導入された。

2001年親子法改正法（Kindschaftsrecht - Änderungsgesetz（KindRÄG 2001））では、実体法及び手続法における子の権利の強化、権利ではなく任務としての配慮、子の訪問権、離婚後の父母の共同での法的責任についてのモデル、財産管理権の簡素化と現代化を目的として家族法の改正が行われた。

2009年家族法改正法（FamRÄG 2009）では、配慮に関して、事情が必要とする場合の日常生活の配慮事務における夫婦の代理、国際的な子の奪取の民事面に関する条約による手続の明確化が定められた。

2012年12月20日に連邦議会（Bundesrat）で可決された2013年親子及び名の法改正法（Kindschafts - und Namensrechts - Änderungsgesetz 2013）草案は、2013年2月1日

¹² ナチスドイツ期のオーストリア併合により、ドイツとオーストリアの婚姻法を統一するために、それぞれの国で民法典から独立した婚姻法（Ehegesetz）が制定された。ドイツでは、まず離婚法を、次いで婚姻締結の規定を民法典に再度組み入れている。

¹³ 連邦官報1978年280号（BGBl. Nr. 280 / 1978）。

¹⁴ 以下、現在適用されない条文は旧1条、現行法の規定は1条、2013年改正により内容が変わった条文は新1条と表記する。

に施行された¹⁵。この改正では、これまでの改正により生じていた欠番、枝番を整理し、新たに条数を振り直した。配慮と関わる規定は、第1編第3章「父母と子の権利」（137条～203条）の第1節「総則」（137条～139条）、第4節「配慮」（158条～185条）である¹⁶。実体法の改正とともに、非訟事件法では、親子事件のうち第7節「配慮及び人的コンタクトの定め」（104条～111条a）を中心に改正された。

（2） 手続法

離婚は、地区裁判所（Bezirksgericht）が管轄を有する（裁判所構成法（Jurisdiktionsnorm；JN）49条2項2号a）。夫婦が離婚について合意している場合には非訟事件法（Außerstreitgesetz）による手続（非訟事件法93条以下）であり、争っている場合には離婚訴訟の手続による（婚姻法60条1項、61条1項、民訴法（Zivilprozessordnung）460条）。

配慮及び子の扶養（養育費）という離婚後の親子関係に関する手続は、非訟事件手続による。2005年に改正された非訟事件法では、第2章「婚姻及び親子事件、並びに財産管理事務における裁判上の手続」（非訟事件法（Außerstreitgesetz）81条以下）が挿入され、その第7節「配慮及び父母と未成年の子の間の人的交流の定め」（現在は「配慮と人的コンタクトの定め」）に配慮にかかわる手続が規定された。

非訟事件については、地区裁判所が管轄を有する。裁判所は、職権で事実関係を調査し、その際に当事者は協力しなければならない。証拠調べにあたって、裁判所は、当事者の申立てとは無関係に、適切な証拠資料を定めることができる。

非訟事件手続における決定は、債務名義となり、強制執行することができる。第一審の決定に対しては、14日以内に抗告することができる。

2010年7月1日からは、子の補佐人（日本でいう子の代理人）が、子の補佐人法（Kinderbeistandsgesetz）により導入された（非訟事件法104条a）。

（3） 離婚

離婚は、裁判上の決定による（婚姻法46条）。離婚には、合意による離婚（Scheidung im Einvernehmen 又は einvernehmliche Scheidung、婚姻法55条a）と、争訟による離婚（streitige Scheidung、婚姻法49条）がある。離婚の90%を合意による離婚が占めている（前記本章2．[表I - 7]）。

合意による離婚は、6ヶ月間にわたり婚姻上の共同生活を廃止し、夫婦双方が婚姻関係

¹⁵ 2013年改正法による条文の訳は、松倉耕作「2013年1月13日付けオーストリア親子改正法について [条文訳・抄]（1）～（4・完）」戸籍時報697号21頁、698号55頁、700号57頁、702号16頁（2013）に紹介されている。草案段階の条文については、松倉耕作「2012年オーストリア親子法に関する政府草案について（条文訳 - その1）（その2）」名城ロースクール・レビュー27号109頁、28号117頁（2013）を参照。

¹⁶ 第4章「他の者による配慮について」（民法204条～230条）は、未成年後見に相当する。

の回復不可能な破綻にあることを承認し、かつ、夫婦間に離婚についての合意があるときは、夫婦が共同で離婚を申し立てることができる（婚姻法 55 条 a 第 1 項）。この場合に、夫婦間の子の世話と配慮、人的コンタクトの権利の行使、扶養義務（養育費）について、並びに夫婦間の扶養法上の関係及び夫婦財産制に関する法律上の請求権（婚姻財産や債務の分割）について文書による合意が裁判所で締結されている場合にのみ、離婚することが許される（婚姻法 55 条 a 第 2 項）。2013 年 2 月 1 日からは、合理による離婚の当事者に未成年の子がある場合には、離婚効果の定めを締結又は提出する前に、特に離婚により未成年の子に生じる必要な事項について専門家又は専門機関の助言を受けることが義務づけられている（非訟事件法 95 条 1 項 a）。

夫婦が離婚について争っている場合には、離婚訴訟により、離婚原因が存在する場合に、離婚が認められる。夫婦の一方の責めに帰す重大な婚姻過誤（schwere Eheverfehlung）により婚姻が破綻した場合の離婚（婚姻法 49 条）、精神病又は伝染病を理由とする離婚（婚姻法 50～52 条）、住居共同体を 3 年間廃止しており婚姻が回復不可能なほど破綻している場合の離婚（婚姻法 55 条）がある。

II. 子の福祉

1. 親子間の権利に関する一般原則

親子間の権利に関する規定の冒頭では、一般原則として、父母と子は、互いに補佐し、尊重しなければならないことを定める（民法 137 条 1 項）。これは、子が成人であっても、未成年であっても同じである。子が未成年であれば、父母は、子の福祉を促進し、子の世話（Fürsorge）と保護と入念な教育を保障する（同条 2 項 1 文）。暴力の行使並びに身体的及び精神的危害を加えることは許されない（同項 2 文）。

第 3 章「親子間の権利」（137 条から 203 条）による権利の行使と義務の履行の際には、子の福祉を保護するために、本章により子に関わる権利及び義務が帰属する他人と未成年者との関係を害する、又はその任務の行うことを困難とする全てのことを行ってはならない（民法 159 条）という忠実の要請（Wohlverhaltensgebot）がある。

2. 子の福祉

子の福祉は、2013 年改正の前でも、実体法上の親子の関係についても、裁判上の手続においても、親子法の指導的原則として考慮されていた。民法旧 137 条 1 項は、「父母は、未成年の子の教育のために世話をを行い、主としてその福祉を促進しなければならない」と定めていた。また、子の福祉の判断基準として、子の人格及びその需要、特に素質、能力、傾向及び発達可能性、並びに父母の生活状況を相応して考慮するとされていた（民法旧 178

条 a)。判例では、条文に列挙された事項のみならず、子の福祉を子の身体的、精神的、心理的幸福と理解し、親子法における指導的原理としていた。

この点においては、現行法も同じく、子の福祉は、配慮、人的コンタクトなど、未成年の子が関係する事務全てにおける指導的な視点として考慮されなければならない、最善の保障がなされなければならないとして、子の福祉が基本的原則であることを確認する（民法 138 条 1 文）。さらに、子の福祉という一般原則の精緻化が必要であるという考えから、心理学的な判断基準（忠誠葛藤）も含む、12 項目の判断要素が民法 138 条に掲げられている。

1 号は、「適切な世話 (Versorge)、とりわけ食事、医学的及び衛生的世話 (Betreuung)、住居並びに入念な子の教育を適切に与えること」を挙げる。世話とは、子の身体的な幸福のために必要な全ての観点と理解されている。適切な世話であるかは、父母の生活状況、子の年齢、具体的需要から、個々の事案で判断される。入念な教育では、子の年齢に相応して、自立的な発育の促進と価値及び規律の伝承との間の均衡のとれた関係も留意しなければならない。

2 号は、「世話 (Fürsorge)、保護並びに子の身体的及び精神的不可侵性の保護」を挙げる。子の発育には、信頼でき確実な結びつきが重要であるという理由に基づいている。その点では後記の 9 号と同様である。身体的及び精神的不可侵性への子の請求権は、教育における暴力の禁止 (137 条 2 項) と、干渉と虐待からの保護への子の請求権 (民法 138 条 7 号) を補充するものとされ、身体的又は精神的虐待には達していないが、子の不可侵性を侵害する場合を含んでいる。

3 号は、「親による子の尊重 (Wertschätzung) 及び受入れ (Akzeptanz)」を挙げる。

4 号は、「子の素質、能力、傾向及び発達可能性の促進」を挙げ、民法旧 178 条 a に示されていた判断基準の一部を引き継いでいる。これは、配慮の一部である教育の内容の一部と同じである (民法 160 条 1 項 2 文)。

5 号は、「自らの理解に依存する子の意見の考慮及び意見を形成する能力の考慮」を挙げる。しかし、子の意思に沿うことが常に子の福祉に資するわけではない。子の福祉を守るため必要であるが子の意思に反する判断は、子の福祉に影響を与えることがある。そこで、6 号は、「措置を子の意思に反して変更及び実行することにより子が被り得る危害の回避」を挙げる。子の意思の考慮は、配慮の規定において養育と教育の事務についても定められている (民法 160 条 3 項)。

7 号は、「子自ら又は重要な関係者と共に干渉又は虐待を受けるという子にとっての危険の回避」を挙げる。虐待を共に受けるとは、子が虐待を直接に受けている場合のみではなく、ドメスティック・バイオレンス (DV) を子が見ているという場合も含む。虐待のない環境への請求権を子は有しているとされる。

8 号は、国際化の中でしばしば生じる、「違法に連れ去られる、若しくは引き留められる、又はさもないと害を受けるという子にとっての危険の回避」を挙げる。これは、子の

奪取に対して迅速な回復を確保する国際条約や法機関が存在するが、その手続は子にとっても重大な負担となり得ることから、ここで判断要素として挙げられた。子の居所指定について、配慮に関する規定においてより具体的に定められている（民法 162 条 3 項、後記 VI）。

9 号は、「両親及び重要な関係者との信頼できる子のコンタクト並びにこれらの者との子の確実な結びつき」を挙げる。父母と並ぶ重要な関係者として、兄弟姉妹、祖父母、継親などが考えられる。もっとも、例えば虐待を理由とする一定の状況において、父母の一方とのコンタクトが子の需要にも合わず、発育への利益がなく、子がコンタクトを望む場合には子の福祉に有害となり得る。その他に、9 号は、子が両親を知り、その出自について情報提供を受ける利益も含むとする。

10 号は、「子の忠誠葛藤と罪悪感の回避」を挙げる。関係が継続している父母のように重要な関係者が異なる立場を主張している場合には、子がこれらの者間の忠誠葛藤に陥ることがある。子の奇妙な行動が、忠誠葛藤に陥ることや、罪悪感がふくらむことで経験する不安定に基づくことがしばしばある。これは、とりわけ、父母の間に緊張があり、父母の一方が他方をいつもではなくても拒絶していることに子が気付く父母の別居の場合に強くなる。10 号は、子が忠誠葛藤に陥る状況を完全に避けることはできないが、その影響が子に及ぶことをできる限り少なくしておくということを父母の任務としている。

11 号は、「子の権利、請求権及び利益の保障」を挙げる。これらは、例えば扶養請求又は事故による損害賠償請求、子の財産の投資という子の経済的幸福（Wohlergehen）を確実にする措置において役割を有する。さらに、子が企業のような財産を相続する場合、遺産相続宣言（Erbantrittserklärung）をする可能性も考えられる。

12 号では、「子、その父母及びその他の身近な者の生活状況」を挙げる。民法旧 178 条 a では父母のみであったが、子と身近な者が加わった。子を中心に据えるという民法 138 条の方向性に相応して、例えば兄弟姉妹や友人との関係という子にとって重要な観点も考慮される。

子の福祉は法概念であるから、何が子の福祉に相応するのか否か、子の福祉が害されているのか、どの範囲で害されているのか、ある措置が他の措置よりもより子の福祉に資するのかという、子の福祉に関する問題は、最終的には裁判所によって判断される。もっとも、民法 138 条に挙げられた判断要素は裁判上の紛争解決のみならず、子と父母や関係者との関係について一般に妥当するものとして考えられている。

子の福祉は完結した概念ではなく、多面的な概念である。この不定型な概念を鮮明にするために本質的な判断基準が具体的に列挙されている。他の観点も、子の福祉の判断にあたり考慮することができる。また、民法 138 条によって家族と親子関係について一定の法律上の模範が描き出されているのではない。家族法上の関係の多様性、関係形成についての当事者自治からみて、模範像は無意味であり、許されるものでもない。

民法 138 条に挙げられた個々の判断基準に序列はなく、個別事例に応じて、別々に重要となり、考慮される。例えば、経済的利益（11号）は、財産管理や扶養が問題となる場面では重視されるが、養育と教育との関連においては背後に退く。

III. 別居後・離婚後の配慮

1. 合意による配慮

子の出生時に父母が婚姻している場合には、父母双方が配慮を有する（民法 177 条 1 項 1 文）。父母が離婚する又は居住共同体を解消したときに共同配慮の合意をする際には、父母は、どちらの家政において子を主として世話するのかについて裁判所で合意しなければならない（民法 179 条 2 項）。子を主として世話する父母の一方には、配慮の全てが委ねられる（民法 177 条 4 項）。例えば父母の一方に養育と教育の全てが負わされているのに、他方が財産管理権と法定代理権を有するという状況を避けるためである。また、子のために必要な全ての処分を行うことができることにより、子を主として世話する父母の一方の地位を強化している。

子に対する扶養義務（民法 231 条 2 項 1 文）を子の世話により履行する。この父母の一方が最低でも子の世話の 3 分の 2 をしていれば、金銭扶養の義務を負わず、父母の他方のみが子の金銭扶養の義務を負う。また、子を主として世話する父母の一方は、子の居所を単独で定める権利を有する（民法 162 条 2 項）。

主として世話する者を定めるということは、子が父と母のもとで交互に同程度の期間滞在するというモデル（交替モデル）を採用しないことを意味する。これに対しては、裁判実務では交替モデルを採用する事案が増加しているにもかかわらず、2013 年改正が交替モデルの考えを拒否していることは、弱点であるとの指摘もある¹⁷。

共同配慮権者である父母は、単独で子を代理することから（民法 167 条 1 項）、子を主として世話する父母の一方は、例えば学校に関わる事務、旅券の発行、医療措置など子のために行わなければならない措置について単独で行うことができる。子を主として世話する者についてのみ合意したならば、原則として、子を主として世話していない父母の一方も共同配慮権者であり、外部的には、父母の他方の意思に反しても単独で子を代理することができる。父母の内部関係においては、通常の範囲を超える事務について、婚姻中と同じように、事前に父母の一方は他方と実行可能な限り話し合わなければならない（民法 137 条 2 項 3 文）。子の氏の変更、国籍の取得又は喪失、一定の財産事務など重要な事務については、父母が共同で判断しなければならない（民法 167 条 2 項）。父母の考えが一致しないときには、養育裁判所に申し立てることができる。

¹⁷ Beck, Obsorgezuweisung neu, in Gitschthaler (Hrsg), Kindeschafts - und Namensrechts-Änderungsgesetz 2013, Manz 2013, S. 180.

子を主として世話するのではない父母の他方の配慮は、裁判所に父母の合意（民法 177 条 3 項）を提出して、一定の事務に制限することができる（民法 177 条 4 項 3 文）。

2. 父母が合意できない場合：仮の親責任の段階

2013 年改正で、配慮権の帰属について父母の間で合意できない場合について、裁判所が配慮権者を定める前に、原則として 6 ヶ月の仮の親責任の段階（Phase der vorläufigen elterlichen Verantwortung）が新たに設けられた（民法 180 条）。この期間は、冷却段階（Abkühlphase）とも説明される。

仮の親責任の段階は、1) 離婚後又は別居中の配慮について適切な期間内に父母が合意できない場合（民法 180 条 1 項 1 号）、2) 共同配慮権者の一方が単独配慮への変更を申し立てる場合（同 2 号）、3) 単独配慮の場合に配慮権者ではない父母の一方が配慮への関与を申し立てる場合（同 2 号）のいずれかの場合、かつ、父母の間で合意できない場合に、裁判所が命じる。1) の場合には、裁判所が職権で命じる。

このような規定が導入された背景には、まず、父母の一方が他方に同様に配慮が委ねられ世話し続けることに対して単独で拒否権を発動することができるのは疑問であるとする、憲法上の要請がある。さらに、このような事案では、父母の協調がなされず、そのことで子の福祉が損なわれるという推定がかなりの程度許されることから、特別な注意を必要とする点が考慮された。

仮の親責任の段階では、配慮が委ねられている父母の一方に、裁判所が、従来の配慮の定めを維持して 6 ヶ月間子をその家政において主として世話することを命じる。父母の他方には、子の教育と養育を行うことができるために十分なコンタクト権が認められる（民法 180 条 1 項 2 文）。この 6 ヶ月の期間のために、父母は、コンタクト権、養育と教育、扶養給付それぞれの詳細について合意しなければならない。合意できない場合には裁判所が必要な命令を下す（民法 180 条 1 項 3 文）。

この世話プランをどの程度まで詳細に定めるかは個別事案の事情により異なる。子の養育と教育の任務と負担は、父母それぞれが格別の寄与をもたらすことができるように割り振られる。コンタクト権についても、2 週間に 1 度週末に面会交流が行われるのではなく、一般のコンタクト権（後記 V）と同様に定められなければならない。

また、扶養給付という配慮とは直接にかかわりのない事項についても定められなければならない。配慮の紛争が継続している間の子の需要を満たすことのほかに、期間経過後の判断において子の生活基盤を保障する準備を含めた父母の態度全てを評価することを目的としている。

6 ヶ月の期間は、裁判所の判断が拘束力を有するとき（非訟事件法 107 条 2 項）から開始する。決定の準備を目的として、裁判所は、6 ヶ月の期間を延長することもできる（民法 180 条 2 項 2 文）。6 ヶ月を越える期間を、最初から裁判所が命じることはできない。

反対に、6ヶ月未満の期間については、それについて父母が合意しており、短期間で目的を達成できることが期待できるのみには可能であるとされる。

期間開始時に仮に定めた状況が子の福祉を害する場合には、裁判所が、配慮の剥奪又は制限の規定（民法 181 条）により必要な措置をとることができる。また、仮処分として、信頼できるコンタクトの維持、権利を明確にするために子の福祉の規準に従って人的コンタクトを仮に認めること、配慮権又はコンタクト権を仮に剥奪することができる（非訟事件法 107 条 2 項）。

6ヶ月の期間が経過すると、裁判所は、扶養給付を含めて仮の親責任の段階で知り得たことに基づき、子の福祉の規準に従って、配慮について最終的な判断をしなければならない（民法 180 条 2 項 1 文）。期間内の父母の態度のみではなく、それ以前の状況、子の福祉についての将来の展望も判断の基準となる。

判断に必要な情報を得るため、父母が納得のいく合意をするために、家庭裁判所補助者（後記 IV. 2）が活動する。

最終的な判断において、裁判所は、子の福祉に最も資する解決をとることになる。父母の一方に配慮を委ねるほか、父母の一方が拒絶する場合であっても、子の福祉に相応するのであれば、共同の配慮を裁判所が命じることにもできる（民法 180 条 2 項 3 文）。共同の配慮を命じる際には、その家政において子を主として世話する父母の一方も定めなければならない。また、父母の他方の配慮を、一定の事務に制限することもできる。

最終的な判断の後に、状況が決定的に変化し、子の福祉にとって重要となる場合には、父母の一方の申立てにより、裁判所は、配慮に関する新たな定めをする（民法 180 条 3 項 1 文）。新たな定めのためには、再び仮の親責任の段階が命じられる（同項 2 文）。

仮の親責任の段階は、子の福祉に相応する場合に命じられる（民法 180 条 1 項 1 文）ことから、父母の衝突が子にとっても不利な影響を与えるほどに父母間の関係が持続的かつ深刻に破綻している場合には、仮の親責任の段階は設けられない。父母の一方が疾病又は依存症のために責任を負うことができない場合、父母の一方による虐待の疑いが濃い場合にも命じられない。

その他に、配慮の剥奪又は制限の手續（民法 181 条）、父母間以外での配慮の紛争では、仮の親責任の段階の規定は適用されない。

3. 配慮の剥奪・制限

父母がその態様によって未成年の子の福祉を危険とするときは、裁判所は、子の福祉の保障のために必要な処分をとらなければならない（民法 181 条 1 項 1 文）。子の福祉が危険となる場合の典型は、虐待である。

必要な処分として、裁判所は、配慮の全て又は一部を剥奪すること、法律上予定された同意権の剥奪をすることが許される（民法 181 条 2 項 2 文）。処分によって、裁判所は、

子の福祉の保障に必要な限りにおいてのみ、配慮を制限することが許される(民法 182 条)。養育及び教育又は財産管理の全て又は一部が剥奪される場合には、その範囲における法定代理権も剥奪される(民法 181 条 3 項)。父母がその他の義務を履行できる場合には、法定代理権のみを剥奪することもできる。

個別事案において、裁判所は、拒絶を正当化する理由が存在しない場合には、法律上必要な同意を代わりに行うことができる(民法 181 条 1 項 3 文)。配慮の一部も剥奪することで、例えば、配慮を委ねられた父母が宗教上の理由から治療に必要な子への輸血を拒否する場合に、輸血を実行するために裁判所が代わりに配慮を担う。

これらの処分を、子の重要な事務について合意ができない父母の一方、その他直系血族、里親、少年福祉員がすることができる(民法 181 条 2 項 1 文)。14 歳以上の未成年は、自らの養育と教育の事務においてのみ申し立てることができる。その他の者は、措置を提案することができ(同条 2 項 2 文)、通常は、裁判所又は少年局に通知する。

IV. 家庭裁判所補助

1. 導入の経緯

父母間で配慮又は訪問権についての紛争が生じると、この紛争は父母のみならず子にも負担となるとともに、紛争の長期化は父母が建設的な協力をできない状況を生じさせる危険を有している。また、手続の長期化により、父母の一方と子が疎遠となることもある。そのため、手続を迅速に進める必要があるが、裁判所には、当事者からの意見聴取、職権による重要な事実の解明(非訟事件法 16 条 1 項)、当事者の抗告による再調査など、手続が長期化する要因がある。その他、家庭裁判所裁判官、少年福祉員、鑑定人の過剰負担も長期化の原因となっていた。長期にわたる手続が私的生活及び家族生活への侵害(ヨーロッパ人権条約 8 条)となる可能性が、ヨーロッパ人権裁判所 2012 年 1 月 17 日判決(Bsw1 598/06 コプフとリベルダ対オーストリア事件)から生じていた。

さらに、子の福祉に最も役立つのは父母の納得した合意であるという事実から、子の福祉を保障する義務は、当事者間で了解された定めを得るという裁判所の特別な義務ともなる。事実関係の確認のために、合意による解決の可能性を測るために必要な活動を裁判官自らが行うとすれば、当事者の感情的な紛争に巻き込まれる危険が生じる。また、裁判官は法律家であるため、ソーシャルワークと心理学について専門的な教育を受けていないのが普通である。そのため、裁判官としての判断が、事実調査と紛争調停におけるソーシャルワーク的及び心理学的な活動と区別されることが望まれていた。

このようなソーシャルワーク的、心理学的活動を、従来は、少年福祉員が担っていた。少年福祉員は、子の福祉の促進と保障のために、家族への助言と支援を行っており、信頼関係の構築と維持が求められる。裁判上の手続において、父母の一方に対して賛否を明確

とする立場をとれば、この信頼関係を破壊することになりかねない。反対に、父母による教育や世話が不十分である、扶養義務をおろそかにしている場合には、少年福祉員が、父母の双方又は一方と対立する立場や措置をとっている事がある。そのため、少年福祉員は、当事者にとって中立にはならず、またなることができない。当事者にとっては、少年福祉員が手続に加わることが、予断を持たない立場ではなく、既に賛否の立場を示している機関との対立と受け止められていた。

そこで、家庭裁判所保護は、ウィーンで導入されていた少年裁判所補助を模範にして、2012年初頭から四つの地域（ウィーン、インスブルック、レオーベン、アムシュテッテン）でのモデルプロジェクトで導入され、2013年改正により全国へと拡大されることになった。

2. 家庭裁判所補助者の職務

家庭裁判所補助の目的は、まず、配慮の争訟とコンタクト権の争訟の手続期間を短縮することである。次に、家庭裁判所裁判官と少年福祉員の役割衝突をなくし、それにより裁判手続の質と持続性を改善することにある。

家庭裁判所補助者は、ソーシャルワーク、心理学、精神医学、教育学の専門家から選ばれ、司法相談幹旋機関を通して契約上の義務を負う。管轄の司法機関によって委託された場合に、その限りにおいて、活動を行う。裁判所内において場所と通信手段を無償で使用する事ができる。

家庭裁判所補助者の任務は、判断の基礎となるものを収集し、当事者の納得いく合意への道を開き、配慮又は人的コンタクトの手続において当事者に情報を提供することである（非訟事件法 106 条 a 第 1 項）。

裁判官は、必要となすにすぐに適切な専門家に現場での具体的な調査活動を委託することができ、納得のいく合意の可能性を測り、父母に情報を提供することもできる。家庭裁判所補助者は、ソーシャルワーク的調査、心理学的診断、それに基づく報告、専門からの見解によって、判断の基礎の収集を行う。家庭裁判所補助者の見解は専門的な結論であり、裁判所は、必要な専門知識を判断のために利用することができ、当事者の人格について審問する場合であっても鑑定証明を行わずにすむことができる（非訟事件法 31 条 3 項）。

家庭裁判所補助者は迅速にその見解を表明し、調査状況とその方法、結論に至った理由を跡付けられるように述べるものとされる。それにより、事案によっては、納得のいく解決に直接に導くこと、又は少なくともその後の進行方法について迅速に明確にすることができる。多くの事案において、裁判所は、家庭裁判所補助によって解明された事実関係に基づいて、仮決定をすることができる。この仮決定は、手続の継続のために当事者の現時点での義務と権限について明らかにし、感情を害して態度が硬化することを避け、子と父母の一方が疎遠となることを防ぐのに役立つ。

家庭裁判所補助は、当事者が納得して合意するために、調停、家族相談、教育相談、セラピーのどの方法がよいのかを評価し、それに基づいて裁判所が手続を中断すること、さらに当事者に必要な措置を命じることができる（非訟事件法 107 条 3 項）。当事者が合意できない場合には、裁判所は、家庭裁判所補助の調査結果に基づいて判断を下す。

当事者へ提供する情報としては、納得のいく紛争調停を含めた手続の先行きについての説明、どのような態度が子の福祉を害するののかという情報、別居状態においてどのようにしてできる限り子の福祉を害さないままにすることができるのかという情報がある。

家庭裁判所補助は、未成年の子の生活状況について情報を提供できる者を呼び出し、質問する権限を有する。また、子と直接に接触する権限を有し、子を保護する者はそれを甘受しなければならない。家庭訪問、コンタクトの始まりと終わりでの子の引渡しの監督などの職務も含まれる。家庭裁判所補助者の調査への協力義務に反する者に対しては、裁判所は適切な強制手段（非訟事件法 76 条 2 項）を命じることができる（同条 2 項）。

治安当局、検察、裁判所並びに未成年の子の授業、世話及び治療のための施設は、家庭裁判所補助者に必要な情報を提供しなければならない、文書及び記録の閲覧を許さなければならない。少年福祉員も情報提供義務を負う。家庭裁判所補助者は、職務上の報告をしなければならない場合の他は、その活動について守秘義務を負い、当事者の利益において機密を保持する義務を負う（同条 3 項）。

家庭裁判所補助者は、文書又は口頭で裁判所に報告を行う。忌避には、管財人による拒絶についての規定（民訴法 355 条以下）を準用する（同条 4 項）。

3. 少年福祉員

少年福祉員（Jugendwohlfahrsträger）の職務は、父母のない子の配慮（民法 207 条）のほか、内国で出生した子の法定代理人に親の権利と義務、扶養請求権、父性確定について知らせて助ける職務がある（民法 208 条）。この点では、ドイツ法の補佐（Beistandschaft）に類似する。また、未成年後見に相応するその他の者による配慮では、親族など適当な者が他にない場合に、配慮を委ねられる（民法 209 条）。

配慮の範囲において、少年福祉員は、未成年者の福祉を保護するために必要な裁判上の処分を申し立てることができる（民法 211 条 1 項 1 文）。遅滞の危険がある場合には、裁判上の判断まで仮の効力を伴う養育及び教育の必要な措置を自らで取ることができる（同項 2 文）。とられた措置の範囲内において、少年福祉員には、仮に配慮が委ねられる（同項 3 文）。このような措置をとる決定は、8 日以内に遅滞なく申し立てなければならない（同項 2 文後半）。申し立てられた手続において、裁判所は、子又は配慮に介入された者からの申立てにより、実行できる限り遅滞なく 4 週間以内に、少年福祉員による措置が許されないか又は仮に許されるかを言い渡さなければならない（非訟事件法 107 条 a 第 1 項 1 文）。措置が許されないと裁判所が宣言した場合には、この決定には、裁判所が排除し

ていない限りで、仮の拘束力と執行可能性が与えられる（同項 3 文）。少年福祉員の措置が終了した後 3 ヶ月以内でも、同様の申立てをすることができる（同条 2 項）。

4. 子の補佐人

子が配慮の合意又はコンタクト権の合意に関係する場合に、14 歳に達すれば手続能力を有する。14 歳未満の子、16 歳未満の子についてはその同意がある場合に、配慮又は人的コンタクトの手続において、子の補佐人（Kinderbeistand）が選任される（非訟事件法 104 条 a）。子の補佐人は、代弁者として、子の側に立って、子の了解を得て、子の考えを裁判所に対して述べる。子の補佐人は、守秘義務を負っている。費用は労働時間ではなく、手続期間によって算定され、子ではなく、当事者である父母が一括の裁判費用として支払う。

V. 離婚後の親子の人的コンタクト

1. 離婚後の共同配慮と人的コンタクトの関係

未成年の子とこの者と同じ居していない父母の一方の間の面会交流の権利は、基本権及び人権に含まれ、まずは子の権利であるとともに、親の権利でもある。ヨーロッパ人権条約 8 条による私的生活及び家庭生活の保護のもとにある人権であるとともに、子の権利に関する連邦憲法 2 条 1 項は「全ての子は、父母双方との規則的な関係及び直接のコンタクトへの請求権を有する、ただし、これが子の福祉に反する場合にはその限りではない」と定めている。また、子の福祉の判断基準として、民法 138 条 9 号は、子と父母などのコンタクトと結びつきを明示している（前記 II. 2）。

コンタクト権の目的は、血族又はその他の者との特に親密な結びつきを維持して、疎遠となることを妨げる点にあり、子の福祉が決定的なものである。

民法旧 148 条以下でも人的交流（persönliche Verkehr）、訪問権（Besuchsrecht）の規定が定められていた。2001 年改正までは、未成年の子の養育と教育が帰属しない父母の一方の権利とされていた（民法旧 148 条 1 項 1 文）。2001 年改正により、父母の一方が未成年の子と共同の家政において生活していないときは、子とこの父母の一方は、相互に人的に交流する権利を有すると規定し（民法旧 148 条 1 項 1 文）、子の権利でもあることを明確にした。さらに裁判所が訪問権について定めるときには、子の需要と望みを考慮することも明記された（民法旧 148 条 3 項）。訪問権の行使は、子が義務教育の年齢に達すると週末の訪問を合意する、又は命じられ、休暇中にも訪問するという形で行われていた。典型的には、通常は 14 日ごとに、休暇中には 2 週間程度という訪問を判例は認めてきた。

2. 離婚後の人的コンタクトに関する法制度及び実体

(1) 人的コンタクト

2013年改正により、名称を人的コンタクト権 (persönliches Kontaktrecht) と変更して、その装いを新たにしている (民法 186 条以下)。父母それぞれは子と人的コンタクトを含めた人的関係を絶やさないようにしなければならない (人的コンタクトを含めて個人的に親しくしなければならない) として (民法 186 条)、父母の義務として構成している (民法 187 条 1 項 3 文も)。そして、人的コンタクトという用語によって、特に親密な関係が開かれ、保障されることを表している (民法 187 条 1 項 3 文)。

子と父母それぞれは、規則的、かつ、子の需要に相応した人的コンタクトへの権利を有する (民法 187 条 1 項)。

さらに、人的コンタクトは、子の休日や休暇中だけではなく、日常においても行われる (民法 187 条 1 項 3 文) ことで、旧法の訪問権と大きく異なる。日常における人的コンタクトとして、子の学習や宿題をみてやり、監督することなどを、父母で分け合うことが考えられる。コンタクトを通して父母の一方の子との間の人的関係を保障するのみならず、子を世話する父母の他方の負担が軽減される。

このように日常生活にまで拡大されたコンタクト権は、個々の事案の状況によって可能な限りで実現される。例えば、コンタクト権者である父母の一方の仕事の負担から子の日常生活まで関われる状況になく、仕事や生活の状況を変えることができない場合には、日常における子の世話は問題とならない。

(2) コンタクトの内容の決定

コンタクト権の行使について、子と親は一致して定めるものとされる (民法 187 条 1 項 2 文)。合意できない場合には、子又は父母の一方の請求により、裁判所が子の福祉に相応する方法でコンタクトについて定め、義務を決める (同項 3 文)。裁判所は、コンタクトの内容を定めるにあたって、子の年齢、望み (意思)、従来の関係の強さを考慮しなければならない (同項 4 文)。子の年齢については、例えば子が幼少であるならば、主として子を世話する父母の一方と長期間離れることを避けつつ、間隔が空くことで他方との関係が疎遠とならないように、回数が多いが、他方のもとの宿泊がないコンタクトがとられる。子が成長するに従い、週末や休暇中の滞在という長期間のコンタクトが認められる。子が 14 歳になれば、父母の一方とのコンタクトに対する拒否権を有し (非訟事件法 108 条)、自らでコンタクトの内容を定めることができる。

子の望みは、例えばコンタクト権者である父母の一方が求める内容に従うならば子の利益、日常生活、友人関係、休日の予定、休暇中の計画が妨げられ、そのことを子が詳しく述べる場合に考慮される。

従来の関係の強さとして、コンタクトの定めまでに特に親密な関係が親子の間で形成されていればコンタクトは通常よりも頻繁で長期になり、結びつきが希薄であれば特に親密な関係となるために慎重にコンタクトの内容を定めることとなる。

その他にも、従来からの実務では、コンタクト権者と子の居住地の距離など個別の事情も考慮してきた。

(3) 訪問付添い

紛争性の高いコンタクト権の開始や再開の場合、コンタクト権者が精神的問題を抱えている場合、子がとても不安を抱いている場合など、コンタクトに困難が生じることが予期される場合には、裁判所は、子の福祉に必要な場合に、適切であり、用意のできた者にコンタクト権の行使のための援助を頼むことができる（非訟事件法 111 条 1 文）。この訪問付添い（Besuchsbegleitung）は、父母の一方の申立てにより、少年局が子を代理した申立てにより、又は職権によって、裁判所が判断する。1 時間 50 ユーロからの費用を、通常は、コンタクト権を行使しようとする父母の一方が負担している。

訪問付添者となるのは、例えば共通の知人、離れている家族構成員など中立の立場にある者が考えられる。費用をかけるのであれば、ソーシャルワーカー、心理学や精神医学の専門家、牧師などに頼むこともできるとされる。情報は、養育裁判所と少年局から得ることができる。

裁判所は、訪問付添の進行、訪問付添者の職務を基本的に定めた決定によって、訪問付添を許可する（非訟事件法 111 条 3 文）。訪問付添では、多くの場合に、配慮権者が子を訪問カフェ（Besuchscafè）に連れて行き、その 10 分後ぐらいにコンタクト権者がやってきて、世話施設の職員同席のもとで子との時間を過ごし、配慮権者が子を引き取りに来る。職員は裁判所に経過を報告する。

訪問カフェは、種々の玩具を備えた施設で、中立的な立場の者がコンタクト権の行使の間に同席することに適した十分の広さを有している。職員は、同席していない父母の一方から低い評価を下されないように注意するとともに、コンタクト時間中の子の望みを考慮するように気を配っている。

2013 年改正により、裁判所は、強制的なコンタクト権の実行のために、家庭裁判所補助者（前記 IV. 2）を訪問仲介者（Besuchsmittler）とすることができる（非訟事件法 106 条 b）。家庭裁判所補助者は、人的コンタクトを具体的に行うための情報を提供し、親子の間で衝突がある際には彼らの間を取り持つ。また、子と共同の家政で生活していない父母の一方との人的コンタクトの準備の際にこの者への子の引渡しに同席する権利を有している。そして、人的コンタクトの実行について、裁判所に報告する義務を負っている。

(4) コンタクト権の制限と禁止

裁判所は、必要な場合に、人的コンタクトを制限又は禁止しなければならない（民法 187

条 2 項)。必要な場合として、条文では、二つの事案をあげている。

一つは、旧法（民法旧 148 条 2 項）と同様に、子と共同の家政において生活していない父母の一方が忠実義務（民法 159 条、前記 II. 1）に違反している場合である。例えば、悪口を吹き込むなどして父母の他方に従わないように子をそそのかす場合、父母の他方の私生活の細かな点まで聞き出そうとする場合、コンタクト権者が子を大切にしないことが甚だしい場合、子と配慮権者の関係を耐えられないほど妨害する場合などが、これにあたる。

さらに、子又は重要な関係者に対する暴力の行使の場合が、2013 年改正により明文化された（民法 187 条 2 項）。これは、虐待のない環境への子の利益を求める子の福祉の判断基準（民法 138 条 7 号）とも一致する。虐待は、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待を含む。

（5） コンタクト権の強制執行

コンタクトについて定められている場合でも、子と共同生活している配慮権者が、その実行を妨げる又は非協力的な態度に終始することで、実現できないおそれがある。コンタクト権の実行の際には、裁判所は、一方においてコンタクト権者と子の間が疎遠となることを防ぐためにできる限り早くに判断するべきであるが、他方において配慮権者である父母の一方からの異議をも考慮しなければならない。

14 歳を超えた子に対して、コンタクト権の執行は許されず、12 歳から 14 歳未満の子については成長に応じて決められる。コンタクト権の執行のために子に対する直接強制は許されない。

人的コンタクトについて裁判上の判断が存在する場合又は裁判所で合意がなされた場合には、人的コンタクト権を強制的に実現することができる（非訟事件法 110 条）。裁判所は、職権により、以下の適切な執行手段（非訟事件法 79 条 2 項）を命じることができる。

実行を強制するために罰金を課すことができる。最初の違反では月収の 3 分の 1 である（母の平均的な月収では 300 ユーロ程度）が、子の扶養が危うくなる場合には判例では認められていない。

罰金では効果がない場合には、最長 1 年までの司法施設での強制拘禁（Beugehaft）が命じられる。最初の強制拘禁は数時間程度とされる。

強制手段は、コンタクト権への過去の侵害への刑罰ではなく、将来のコンタクト権を可能とするものである。

子と共同の家政において生活していない父母の一方の意思に反して人的コンタクトの定めを実行する場合に、裁判所は、適切な間接強制を適用することでも執行できる（非訟事件法 110 条 2 項 2 文）。

VI. 転居の制限：居所指定権

養育と教育に必要な限りで、子の居所を定める権利を、それについて権限を有する父母の一方が有する（民法 162 条）。子が他の場所に滞在しているならば、官庁及び公的な治安機関は、権限を有する父母の一方の求めにより、滞在地の搜索、必要となれば子の連れ戻しに協力しなければならない。2013 年改正により、別居中の父母による居所指定についての規定が加えられた。配慮権者である父母の一方の家政に主として子を委ねられていることを父母が合意している、又は裁判所が定めている場合には、配慮権者である父母の一方が単独で子の居所を定める権利を有する（民法 162 条 2 項）。それに対して、父母のどちらの家政において子を主として世話するかが定まっていない場合には、父母双方の同意、又は裁判所の許可がある場合にのみ、子の居所を外国とすることが許される（同条 3 項 1 文）。裁判所が許可を判断する際には、子の福祉に注意し、暴力からの保護、自由移動、職業選択の自由という親の権利も考慮しなければならない（同項 2 文）。

居所指定権を有している父母の一方（民法 162 条）は、予定している転居を適時に父母の他方に通知し、その同意を得る努力をしなければならない。他方が拒否する意見を表明し、これが子の福祉により適する場合には、一方は意見を考慮に入れなければならない。さらに、他方は、転居が許されるかについて裁判所に判断を求める可能性を有している。これらに反して、父母の一方が外国に子を連れて転居するならば、国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約にいう違法な子の連れ去りとなる。